

(参考 2)

和解条項（関係部分）に係るこれまでの取組

(1) 「5 省庁会議に基づく取組」 関係

道路交通環境対策関係省庁連絡会議（警察庁・経済産業省・国土交通省・環境省）において、「当面の取組の実施状況」について取りまとめ、平成 14 年 10 月 3 日に発表。

(2) 「環境ロードプライシングの試行実施」 関係

阪神高速道路公団において、平成 13 年 11 月から、阪神高速 5 号湾岸線の阪神西線部分の大型車の通行料金について、ETC 車両が通行する場合又は現金利用車両が阪神西線・東線を通し通行券で通行する場合、通常 1,000 円の料金を 800 円に割引する措置を実施。

(3) 「トラック事業者への迂回要請」 関係

国道 43 号及び阪神高速 3 号神戸線から阪神高速 5 号湾岸線への大型車の迂回協力を呼びかける「国道 43 号・阪神高速神戸線における大気環境改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を平成 12 年 2 月及び 9 月に実施。平成 14 年度は 4 月 22 日から 5 月 21 日にかけて第 3 回目の交通需要軽減キャンペーンを実施するとともに、これに合わせて兵庫県トラック協会及び大阪府トラック協会加盟の事業者に対し、文書による迂回輸送の協力を要請。

平成 12 年 11 月より、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道工事事務所及び阪神高速道路公団管轄の工事すべてに係る車両について、阪神高速 5 号湾岸線への迂回を文書で協力要請。

(4) 「特殊車両通行許可違反に対する道路法の厳格適用」 関係

特殊車両通行許可違反及び積載物重量制限超過等の車両に対する指導取締を実施しているほか、「尼崎地区ディーゼル車排気ガスクリーンキャンペーン」として、関係機関が合同して指導取締を実施。

(5) 「大型車の交通規制の可否の検討に係る警察庁への要請」 関係

国土交通省において、平成 13 年 2 月～4 月に国道 43 号及び 2 号、阪神高速 3 号神戸線及び 5 号湾岸線を対象とした交通量調査を実施するとともに、同年 8 月に兵庫県警に対して当該調査結果を添付して大型車の交通規制の可否の検討を要請。

(6) 「尼崎市南部地域道路沿道環境改善に関する連絡会」 関係

平成 13 年 5 月及び 6 月の準備会を経て、同年 8 月に第 1 回連絡会、同年 9 月に第 1 回連絡会（続会）を開催。平成 14 年 3 月及び 4 月の準備会を経て、同年 6 月に第 2 回連絡会を開催。これ以降中断。

